

第1章 総 則

第1節 推進計画の目的（地域防災課）

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱（地域防災課）

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内的の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第5章「防災関係機関の実施責任と業務大綱」に示すとおりである。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配（地域防災課・民生課）

1 物資等の調達手配

（1）物資、資機材確保

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

（2）県への要請

町は、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

- ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- ク 光熱材料（マッチ、プロパン等）

2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

（1）資機材の配備等の計画

防災関係機関は、地震が発生した場合において、白浜町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。

（2）措置内容

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請（業務所管各部署）

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は以下のとおりである。

町は必要があるときは、以下に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

協定名	協定機関	締結年月日
消防業務協定	田辺海上保安部	S45.6.24
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	和歌山県、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合	H8.2.22
水道災害相互応援対策要綱に基づく協定	日本水道協会和歌山県支部、和歌山県水道協会	H8.2.23
和歌山県下消防広域相互応援協定	県下の市町村及び消防の一部事務組合	H8.3.1 (変更 H25.9.2)
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	H24.8.7
災害時相互応援に関する協定	田辺市、上富田町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	H25.10.9
紀南消防相互応援協定	田辺市、串本町、那智勝浦町、新宮市、熊野市	H26.7.24
南紀白浜空港消防相互応援協定	株式会社南紀白浜エアポート、田辺市、上富田町、すさみ町	H31.3.28

※その他の協定は「資料編 資料7」を参照

第3節 帰宅困難者への対応（地域防災課・観光課）

町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

町は、観光客等の帰宅困難者が発生する可能性のある事業所や観光施設、交通機関等と連携・協力して、避難場所の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導対策に努める。

また、各事業者において帰宅困難者を一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄を促進するよう啓発するとともに、近隣の避難場所等の位置や避難路等に関する情報の周知に努める。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波に関する調査（地域防災課）

町は、住民が津波避難を円滑に行うための津波避難計画等の作成に関する調査を実施する。

第2節 津波からの防護等（建設課・農林水産課・日置川事務所・消防本部・地域防災課）

1 津波からの防護

（1）地震発生時の措置

町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。ただし、水門等の閉鎖にあたっては、閉鎖者の安全管理に配慮し、津波発生時に十分な避難時間が確保できないと判断された場合、閉鎖作業は行わず速やかに避難する。

（2）施設整備

町又は堤防、水門等の管理者は、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」の他、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。

ア 堤防、水門等の点検方針・計画

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の自動化・遠隔操作化、防潮堤・堤防、重要な漁港施設の補強等必要な施設整備を推進する。

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、水門、陸閘等毎に、閉鎖体制及び閉鎖手順を定める。門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

津波により孤立が懸念される地域の漁港においては、災害時用臨時ヘリポートの整備を行う。

オ 防災行政無線の整備等の方針及び計画

町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行う。

第3節 津波に関する情報の伝達等（和歌山地方気象台・和歌山県・地域防災課・日置川事務所・消防本部）

1 基本的事項

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、白浜町地域防災計画地震・津波災害対策計画編第4編第2章第1節「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の伝達計画」に定めるところによるほか、次の事項にも留意する。

- (1) 地域住民等並びに防災関係機関に対する津波に関する情報の正確かつ広範な伝達
- (2) 船舶に対する津波警報等の伝達
- (3) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- (4) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- (5) 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

2 津波予報などの伝達経路

※伝達経路図は「応急-22」を参照

第4節 避難情報の発令基準（地域防災課）

地域住民に対する避難情報の発令基準は、原則として次のとおりである。

避難情報の発令基準【津波災害時】

高齢者等避難	避難指示
和歌山県に津波注意報が発表されたとき 【南海トラフ地震臨時情報】 国から「巨大地震警戒」が発表され、該当地域に発令の必要があると認められるとき	和歌山県に、大津波警報、津波警報が発表されたとき 【南海トラフ地震臨時情報】 国から「巨大地震警戒」が発表され、該当地域に発令の必要があると認められるとき

第5節 避難対策等（地域防災課・業務所管各部署）

1 避難対象地区

地震発生時において津波による避難指示等の対象となる地区は、下記のとおりである。

なお、町は、南海トラフ巨大地震の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、避難行動要支援者の避難支援のために、必要に応じて行う屋内退避に使用する建物（耐震診断等により耐震性が確保されているもの）を明示する。

■避難対象地区

瀬戸、白浜、湯崎、東白浜、堅田、才野、栄、中、富田、十九淵、椿、市江、笠浦、志原、日置、塩野、大古、安宅

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

2 周知

町は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。周知方法としては、ハザードマップ等を活用し、周知する。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難情報の伝達方法
- (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3 避難所の開設準備

町が、避難所の開設時における応急危険度判定の実施、各避難所との連絡体制、避難者名簿の作成等に関して、あらかじめ準備する事項は次のとおりである。

- (1) 判定士の認定及び登録については、「和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱」及び「和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱」により行う。
- (2) 避難所に衛星携帯電話等を整備し、通信手段を確保する。
- (3) 避難所の管理・運営に係る関係書類の様式等を「白浜町避難所運営マニュアル」により定める。

4 避難所の設備等

町は、避難所を開設した場合、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣等が速やかに行えるよう、あらかじめ避難所の管理・運営計画を作成しておく。

5 自主防災組織等

地域の自主防災組織及び自治会並びに施設又は事業所の自衛消防組織は、避難情報の発令があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

6 避難行動要支援者対策

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- (2) (1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送について、あらかじめ避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決めて計画を策定し、町は自主防災組織、自治会を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

7 外国人、出張者等対策

町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定め、日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客の避難誘導を行うものとする。

- (1) 避難は各地区の消防団及び自主防災組織等との連携を図りながら実施する。
- (2) 避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等が実施するが、誘導にあたっては、避難路の安全を確認しつつ行う。
- (3) 避難誘導・避難支援等を行う者が安全に活動できるよう配慮する。

8 避難所における救護上の留意事項

- (1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
- (2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置

9 啓発

町は、地域住民や企業に対して、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、避難訓練、防災教育、ワークショップの開催等を通じて、住民等の津波避難に関する意識を啓発する。

10 津波避難計画の策定

町は、地域特性等を踏まえ、避難対象地域の指定、避難場所・避難経路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難情報の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。策定にあたっては、津波到達時間や避難者の避難速度を十分に考慮する。

11 避難確保計画の作成

津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設については、避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難訓練を実施することとする。

※避難確保計画の作成を必要とする要配慮者利用施設一覧は「資料編 資料56」を参照

第6節 消防機関等の活動（消防本部・地域防災課・建設課・農林水産課・日置川事務所）

1 消防本部及び消防団

消防本部及び消防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間を考慮した退避ルールの確立

2 水防本部の措置

水防本部は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
※水門等の閉鎖にあたっては、操作担当者の安全管理に配慮し、津波発生時に十分な避難時間が確保できないと判断された場合、閉鎖作業は行わず速やかに避難する。
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係（上下水道課・防災関係機関）

1 水道

地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

- (1) 電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に必要な電源供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関関西電力送配電株式会社和歌山支社が行う措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- (2) 指定公共機関西日本電信電話株式会社和歌山支店及び各携帯電話事業者等が行う措置は、別に定めるところによる。

5 放送

- (1) 正確、迅速な報道
放送事業者は、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- (2) 防災関係機関との連携
放送事業者は、県、町、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。
- (3) 指定公共機関日本放送協会和歌山放送局及び指定地方公共機関である各民間放送事業者が行う措置は、別に定めるところによる。

第8節 交通対策（業務所管各部署・防災関係機関）

1 道路

町、白浜警察署及び道路管理者は、津波襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じることとし、その計画については、白浜町地域防災計画地震・津波災害対策計画編第4編第16章第1節「道路交通の応急対策計画」に定めるところによる。

2 海上及び航空

- (1) 田辺海上保安部は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。
これらの計画については、白浜町地域防災計画地震・津波災害対策計画編第4編第16章第2節「船舶交通の応急対策計画」に定めるところによる。
- (2) 空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うなどの安全確保対策をとるものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止、その他運行上の措置を講じる。

4 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、列車、航空機、船舶等の乗客や、駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

第9節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策（施設所管各部署）

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、学校等の公共施設の管理上の措置は概ね次のとおりである。

（1）各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備
- ク ブロック塀の転倒防止対策

（2）個別事項

- ア 学校等にあつては、以下の措置を行う。
 - ① 当該学校等が、本町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - ② 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - イ 診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を行う。
 - ウ 社会福祉法人にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を行う。
- なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

（1）災害対策本部又はその分室が設置される庁舎等の管理者は、1の（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2)この推進計画に定める避難所又は医療救護所が設置される公共施設の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は医療救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

第10節 迅速な救助（消防本部・地域防災課）

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

消防本部は、「白浜町消防計画」及び「白浜町消防本部出動計画」に基づき、速やかに初動体制を確立させるものとする。また、消防本部は、消防団と連携して活動する。

また、白浜警察署などの関係機関と連携のもと、救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を行う。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

3 実動部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画（施設所管各部署）

施設等の整備は概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
 - (1) 幼稚園・保育所、小・中学校、社会教育施設の耐震化の推進
 - (2) 大規模災害時に防災拠点となる役場本庁舎の耐震改修の実施
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 津波防護施設
- 6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設（平成 25 年総務省告示第 489 号に定める消防用施設）
- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 8 通信施設の整備
 - (1) 白浜町防災行政無線
 - ・ 防災行政無線設備の適正な維持管理
 - (2) その他の防災機関等の無線
- 9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備
 - (1) 町の事業
 - (2) 特定事業所の事業

第5章 防災訓練計画（地域防災課・日置川事務所）

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
 - 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
 - 3 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心として行うものとする。
 - 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
 - 5 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 職員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- ※ 防災訓練の実施に当たって留意すべき事項
- ① 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること
 - ② 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画（地域防災課・日置川事務所・業務所管各部署）

本町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課、各機関にて行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識

- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等、平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるために必要となる相談窓口を設置するとともに、その設置について周知徹底を図る。

第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項（地域防災課）

白浜町は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域であることから、町長は、津波避難対策緊急事業計画を策定する。

また、策定する白浜町津波避難計画において計画している事業を実施していく。

第8章 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応計画（地域防災課・業務所管各部署）

【1項～3項：防災対応計画策定の前提条件について】

1. 中央防災会議 防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）」の主な内容（平成30年12月 中央防災会議公表）

※第8章1項の出典：概要 南海トラフの異常な現象への防災対応のあり方（報告）（概要版）

(1) 報告の概要

南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について(報告)【概要】 平成30年12月 中央防災会議 防災対策実行会議
南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討WG

はじめに(検討の背景)

- 平成29年に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討WG」において、南海トラフ沿いで観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性がある典型的なケースを想定して、防災対応の基本的な考え方を整理。
- 精度の高い地震の予測は困難であり、大震法に基づく現行の地震防災緊急対策は改める必要があるが、現在の科学的知見を防災対応に活かすという視点は重要。
- 上記の防災対応の基本的な考え方に基づき、静岡県、高知県、中部経済圏をモデル地区として、地域の実情を踏まえた具体的な防災対応について検討。

➡ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応のあり方や防災対応を実施するにあたっての仕組みについてとりまとめ。

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の方向性

(1) 南海トラフ沿いで発生する典型的な異常な現象の評価基準と社会状況

- 異常な現象が観測され大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価される典型的な3つのケースを整理。

（半割れケース）

- 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合。
- 震源地付近の地域を中心に甚大な被害が発生し、政府では、緊急災害対策本部等が設置され、被災地域での人命救助を第一とした切迫した応急活動を開始。地震発生直後に、南海トラフ全域の沿岸地域に津波警報等が発表され、被災地域以外でも、住民が高台や避難場所に避難を始めるなど、平常時ではなく災害時の社会状況。

（一部割れケース）

- 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合。
- 震源地付近の地域では、強い揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では緊急地震速報・津波警報等が発表され、住民が避難を始めているものの、多くの地域では大きな被害が発生していない状況。

（ゆっくりすべりケース）

- ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合。
- ひずみ計等においてゆっくりすべりが観測されているものの、揺れを感じることはなく、また津波も発生せず、交通インフラやライフライン等は通常通り活動。

(2) 各ケースにおける住民や企業等の防災対応の方向性

- 大規模地震発生の可能性、社会状況、避難等の防災対応に対する受忍の限度等を踏まえ、具体的な防災対応の内容及び最も警戒する期間について整理。
- 本ワーキンググループにおける各ケースの防災対応は、標準的な考え方を示したものであり、住民、地域、企業等、個々の状況に応じて、自ら可能な防災対応を実施することが重要。

（半割れケース）

最も警戒する期間は1週間を基本、その後さらに1週間「一部割れケース」の防災対応を実施。

＜住民＞ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難。
地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難。
それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる。

＜企業＞ 不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、火災防止措置等の施設点検を確実に実施。
大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施。
それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる。
地震に備えた事業継続にあたっては、一時的に企業活動が低下しても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を推奨。

（一部割れケース）

最も警戒する期間は1週間を基本として、防

（ゆっくりすべりケース）

ずべりの変化していた期間と概ね同程度の期間対応を実施（必要に応じて避難を自主的に実施）。

日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を取る。
企業の地震に備えた事業継続にあたっては、一時的に企業活動が低下しても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を推奨。

(3) 防災対応の実施のための仕組みや配慮事項

- 防災対応を実施するにあたっての仕組み
- ＜防災対応の計画づくり＞ 混乱なく適切に防災対応を取るためには、国、都府県、市町村、企業等が取るべき防災対応の計画をあらかじめ定めることが必要。
- ＜異常な現象が観測された際の情報のあり方＞ 大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、該当するケースや、警戒のレベルに応じた防災対応が取れるよう、情報の内容等について名称や位置づけを検討することが必要。
- 住民や企業等の防災対応を検討・実施するにあたって、配慮すべき事項
- ＜住民や企業等の防災対応の検討を促すためのガイドライン（仮称）＞ 住民や企業等が防災対応を検討・実施するため、国は、防災対応の基本的な考え方、検討手順、留意点等を示すことが必要。
- ＜個別分野における防災対応の検討に当たって配慮すべき事項＞ 住民や企業における防災対応の方向性を踏まえ、通信や物流等の指定公共機関に加えて、学校や病院等の個別分野における防災対応の方向性について、関係省庁と調整の上、明らかにすることが必要。

おわりに(具体的な防災対応を実施するための今後の取り組み)

- 被害をできるだけ軽減するためには、突発的に大規模地震が発生することが多いことも踏まえ、まずは日頃からの地震への備えを行うことが大事であり、不確実ではあるものの、異常な現象が観測された際には、その情報を被害軽減に役立てるとい認識が重要。
- 国は制度等について検討を進めるとともに、関係省庁と連携して各個別分野の防災対応の方向性について検討し、それらを踏まえたガイドライン(仮称)を速やかに提示することが必要。
- そのガイドライン(仮称)をもとに地方公共団体や企業等の具体的な防災対応の検討を促進させることが重要。

(2) 3つのケースにおける防災対応の考え方

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
特性	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフにおいて100～150年に一度の頻度で発生 ○南海トラフにおける直近2事例の大規模地震では、最初の地震発生後、それぞれの32時間後、2年後に残る領域で発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフにおいて、15年に一度の頻度で発生 ○南海トラフにおける直近7事例では、その後大規模地震が発生した事例はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフでは前例のない事例 ○現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない。

	○世界の事例では、M8以上の地震発生後1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度	○世界の事例では、M7クラス以上の地震発生後、1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度	
社会 の 状況	○被災地域では、応急対策活動を実施 ○被災地域以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、住民は避難	○震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難 ○「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない。	○南海トラフでは前例のない事例として学術的にも注目され、社会的にも関心を集める。
住民 の 対応	沿岸地域の避難を前提とした防災対応を実施 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個人の状況等に応じて自主的に避難 ○それ以外の地域の住民は、日頃から地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる。	警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施 ○日頃からの地震への備えを再確認する。(必要に応じて避難を自主的に実施)	警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施 ○日頃からの地震への備えを再確認する。
企業 の 対応	○不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施	○日頃から地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる。 ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り実施	○日頃から地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる。 ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り実施
最も 警戒 する 期間	○1週間を基本 ○その後、「一部割れケース」の防災対応を1週間とることを基本	○1週間を基本	○すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

(3) 国が行うべきこと

防災対応を実行するに当たって、避難情報の発令基準等の防災対応の基本的考え方、都府県・市町村・企業等が検討すべき項目、検討手順等をまとめたガイドラインを提示

(4) 都府県が行うべきこと

国が示すガイドラインを踏まえ、市町村への情報伝達の方法や避難対象者の考え方等、市町村の計画の基準となる方針を作成

(5) 市町村が行うべきこと

地域住民への情報伝達の方法や避難対象者、避難先の確保等について具体的対応を示した計画を作成

(6) 指定の公共機関及び企業等が行うべきこと

利用者や従業員等への情報伝達方法や危険を回避する措置、平常時の施設点検等を示した計画を作成

2 中央防災会議報告書を踏まえた和歌山県の対応について

(1) 和歌山県の防災対応の考え方（平成30年12月公表）

		半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
行政 の 対応	中央防災 会議 報告書	体制の確保、情報伝達	災害に関する庁内の会議を開催 情報伝達	
	和歌山県	体制の確保 市町村への情報伝達等	災害に関する庁内の会議を開催 市町村等への情報伝達	
	沿岸市町	体制の確保 住民等への情報伝達、避難情報の発令 避難所の開設、運営等	災害に関する庁内の会議を開催 住民等への情報伝達、自主避難の 呼びかけ 避難所の開設、運営等	災害に関する庁内の会議 を開催 住民等への情報伝達
	内陸 市町村	体制の確保 住民等への情報伝達 避難所の開設運営等	災害に関する庁内の会議を開催 住民等への情報伝達 避難所の開設、運営等	
住民 の 対応	中央防災 会議 報告書	明らかに避難が完了できない地域の住民 は避難 間に合わない可能性のある要配慮者は避 難 それ以外の者は、避難の準備を整え、個人 の状況に応じて自主的に避難	警戒レベルを上げる。(日頃から の地震の備え) 必要に応じて自主避難	警戒レベルを上げる。(日 頃からの地震の備え)
	沿岸市町	明らかに避難が完了できない地域の住民 は避難 間に合わない可能性のある要配慮者は避 難 それ以外の者は、自主避難又は警戒レベル を上げる。(日頃からの地震の備え)	明らかに避難が完了できない地 域の住民は自主避難 間に合わない可能性のある要配 慮者は自主避難 それ以外の者は、自主避難又は警 戒レベルを上げる。 (日頃からの地震の備え)	警戒レベルを上げる。(日 頃からの地震の備え) 自主避難
	内陸 市町村	警戒レベルを上げる。(日頃からの地震の 備え)、自主避難	警戒レベルを上げる。 (日頃からの地震の備え)	
企業 の 対応	報告書	不特定多数者の利用施設は施設点検 従業員等に危険の及び場合は回避措置 それ以外の企業は、警戒レベルを上げる。 (日頃の備え)	警戒レベルを上げる。(日頃からの地震の備え)	

最も警戒する期間	報告書	1週間を基本 その後一部割れケースの防災対応を1週間	1週間を基本	すべりの変化が収まってから、変化していた期間と同程度の期間が経過するまで
	沿岸市町 内陸市町村	1週間を基本 その後一部割れケースの防災対応を1週間	1週間を基本	すべりの変化が収まってから、変化していた期間と同程度の期間が経過するまで
※ 発令する避難情報種別、要領については、各沿岸市町で検討				

(2) 和歌山県地域防災計画への反映

和歌山県は、県内各地方自治体に示した上記の南海トラフ臨時情報発表時の対応指針の内容及び下記3項記載の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、令和2年1月、和歌山県地域防災計画 地震津波災害計画編を修正した。

3 内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」の主な内容（令和3年5月一部改定）の概要

※第8章3項の出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）の概要

(1) ガイドラインの位置づけ

ガイドラインの位置づけ

- 南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に、地方公共団体、指定公共機関、企業等が、とるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を記載
- 南海トラフ地震防災対策推進地域内にある地方公共団体、指定公共機関、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する者等が活用することを想定
- 突発的な地震発生に備えて対策を進めていくことが基本であるが、国が南海トラフ沿いの地域において地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された旨の情報を発表した場合には、その情報を活用し被害軽減につなげていくことが重要

【ガイドラインの構成】

- 第1編：共通編
 - ・地方公共団体、指定公共機関・特定の企業等に共通する基本的な考え方
 - ・国が発表する情報の流れ
- 第2編：住民編
 - ・地方公共団体の検討手順等
- 第3編：企業編
 - ・指定公共機関、特定企業等の検討手順等

地域	作成主体	法律に基づく計画策定義務等
南海トラフ地震防災対策推進地域(707市町村)全域	都府県、市町村	南海トラフ地震防災対策推進計画 地域防災計画への反映に努める
	指定公共機関 ・電気事業会社 ・通信事業会社 ・ガス事業会社 ・流通事業会社 等	南海トラフ地震防災対策推進計画
推進地域のうち津波防災地域づくりに関する法律に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定において、水深30cm以上の浸水が想定される区域	①病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設 ②石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 ③鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 ④地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業(1000人以上の工場、学校、社会福祉施設、地方道路公社が管理する道路・一般自動車道路、放送、ガス、水道、電気、石油パイプライン等)	南海トラフ地震防災対策計画

(2) 防災対応の基本的な考え方

防災対応の基本的な考え方

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要
- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要

【地震リスクを意識して、個々の状況に応じてより安全な行動を選択する】

- ・ 地震発生の可能性は、平常時より相対的に高まったと評価できることがあるものの、発生時期等を明確にまたは精度高く予測することは困難
- ・ 大規模地震が発生した場合、津波、揺れに伴う建物倒壊・土砂崩壊等、様々な災害リスクがあり、予期せぬ事態は生じて、自宅、勤め先、避難所が完全に安全であるとは限らない
- ・ 大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることを踏まえ、「地震発生可能性」と「防災対応の実施による日常生活や企業活動への影響」のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要

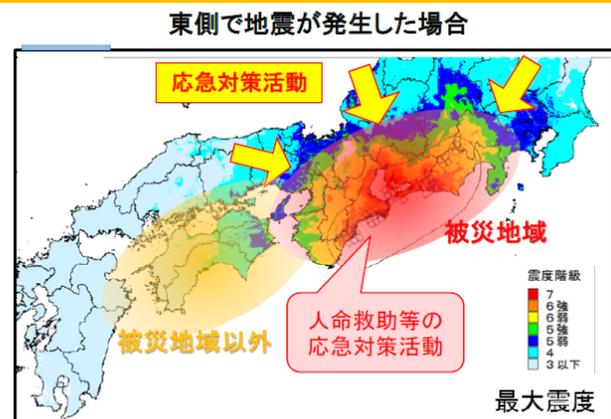
【突発地震に備える】

- ・ リスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、建物の耐震化に加えて家具や設備の固定化などの事前対策を実施することが重要
- ・ 事前対策を推進することが、地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合の後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がる

(3) 「半割れケース」における防災対応の基本的な方向性

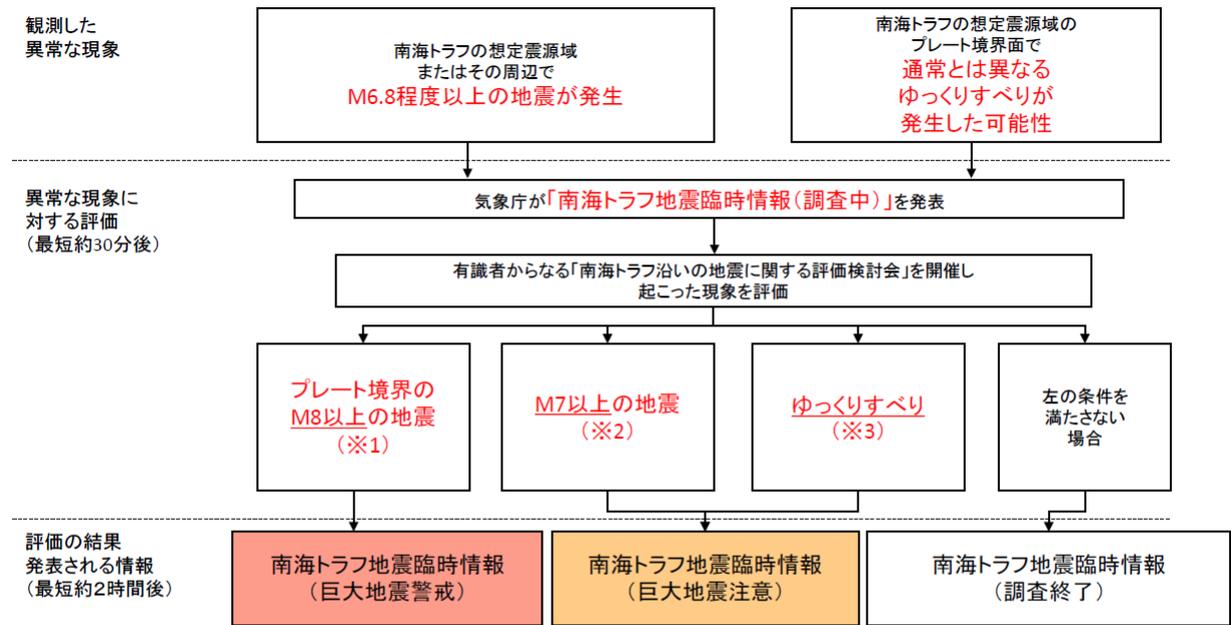
- 発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持

- ・ 最初の地震により甚大な被害が生じていることが想定されることから、まずは、被災地域の人命救助活動等が一定期間継続すると考えられるため、後発地震に対して備える必要がある地域は、このことに留意する必要がある
- ・ 自らの地域の暮らしの観点や、被災地域への支援の観点からも、住民の日常生活や企業活動等を著しく制限することは望ましくない



被災地域で甚大な人的・物的被害が発生している状況において、後発地震に対して備える必要がある地域では、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくことが必要

(4) 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(5) 防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震※1	M7以上の地震※2	ゆっくりすべり※3
発生直後 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 個々の状況に応じて防災対応を準備・開始
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間※4	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 - ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 - ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)
 - ※4 2週間とは、後発地震警戒対応期間(1週間)+後発地震注意対応期間(1週間)
- 上表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである

(6) 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】についての対応検討事項

- ア 情報の流れのイメージ
- イ 防災対応の流れのイメージ
- ウ 防災対応の検討
- エ 開始から通常的生活までの住民の地域別対応
- オ 日頃からの地震の備えの再確認等
- カ 津波に対する避難検討
- キ 事前避難対象地域の設定
- ク 土砂災害等に対する防災対応の考え方
- ケ 避難先の確保・運営
- コ 検討にあたっての留意事項
- サ 避難所への移動方法の検討

4 町の対応方針

町は、南海トラフ地震臨時情報発表時においては、住民の人命保護を第一義とし、基本的指針を以下にまとめ、細部は、多様な発生形態に基づく当時の状況により柔軟に対応する。

この際、災害対策本部長（町長）の適時・適切な指揮・指導に資するべく和歌山県、周辺の自治体等との情報共有を密にし、努めて早期、かつ効果的・効率的な対応に留意する。

5 町の対応指針

南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応については、ガイドライン内で規定されている南海トラフ地震の想定上、和歌山県紀南地域沿岸部ひいては白浜町地域も震度6弱以上、津波警報等発表が予想される被災地域の範囲に含まれていることから町内地域に津波警報等の発令又は被災のある場合を前提として「白浜町地域防災計画 第6編南海トラフ地震防災対策推進計画」に記述された従来の防災対応行動をとることを原則とする。

なお、上記以外、特に津波警報等の発令がなく、かつ被災のない場合、又は津波警報等解除後の対応については、下記指針を準用し、細部は、当時の状況により定めるものとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報の発表区分に基づく対応

臨時情報発表区分	対応の前提等	対応指針（基準）
調査中	発表から他の臨時情報発表又は調査終了まで	・職員の情報収集の体制をとり、事後予想される職員の防災体制を準備する。
調査終了	巨大地震警戒・巨大地震注意の発表がない場合	・実施している職員の防災体制を解除する。
巨大地震警戒	津波警報等の発表又は被災のある場合	・町地域防災計画に基づく地震・津波災害の対応を原則とする。
	津波警報等の解除後かつ被災のない場合	・1週間程度、住民事前避難対象地域への「避難指示」及び高齢者等事前避難対象地域への「高齢者等避難」に変更 ・避難情報解除後、状況により更に1週間程度の自主避難の受入れに対応

巨大地震 注意	津波警報等の発表 又は被災のある場合	・町地域防災計画に基づく地震・津波災害の対応を原則とする。
	津波警報等の解除後 かつ被災のない場合	・避難情報発令を解除し、状況により1週間程度の自主避難の受入れに対応
	当初から津波警報等の発令がなくかつ被災のない場合	・職員の警戒体制をとり、状況により自主避難の受入れに対応

(2) 事前避難対象地域の指定

事前避難の対象地域は、下記の通りとする。なお、「住民事前避難対象地域」の設定にあたっては「白浜町津波避難計画」に基づく津波避難困難地域解消対策事業が未終了の地域とする。

事前避難対象区分 (避難情報区分)	対象地域選定の考え方 (細部地域の指定)
住民事前避難対象地域 「避難指示」発令対象地域	・県の想定上、地震発生から30分以内に30センチ以上の津波浸水域が存在する地域 かつ ※地域の一部に津波避難困難地域が存在し、「白浜町津波避難計画」に基づく津波避難困難地域解消対策事業が未終了の地域
高齢者等事前避難対象地域 「高齢者等避難」発令対象地域	・県の想定上、地震発生から30分以内に30センチ以上の津波浸水域が存在する地域（住民事前避難対象地域以外）

6 防災対応に係る業務実施要領

(1) 町の南海トラフ地震臨時情報（防災）対応の体制

ア 最低限必要な通常の恒常業務体制を維持しつつ、開設する避難所に職員を派遣し、避難者対応にあたるものとする。なお住民窓口に係る諸業務については、平時より処理が遅延する旨を広報・告知する。

イ 町職員の防災体制

南海トラフ地震臨時情報中の「調査中」発表段階から準備を進め、避難所開設にあたり、努めて早期に災害対応又は南海トラフ地震臨時情報対応に係る職員幹部会議を招集し、町長の判断により「警戒体制」又は「災害対策本部」設置を判断するとともに主に避難所の運営及び情報収集にあたる。

ウ 職員の対応行動の細部は、「白浜町地域防災計画」及び「白浜町職員防災体制（防災行動計画）」に定めるところにより、各課（所）長の統制及び指導を受けるものとする。

(2) 開設する避難所

ア 南海トラフ地震臨時情報の発表区分、想定されているケース、町内地域への津波警報等の発令状況及び被災の有無により、白浜、富田、椿、日置川の各地域ごとに開設可能な一

部の指定避難所を開設し、避難者の受入れにあたるものとする。

イ 避難所の選定

開設する避難所は、地震による被災状況を確認しつつ、町有施設及び町立小、中学校施設を優先して避難所施設を選定するものとし、事前協議に基づく情報共有等の連携を図りつつ当時の状況に鑑み、努めて早期に避難所を決定するものとする。

なお、避難所開設完了時期から2日間を経過しても入所者のいない避難所施設については、閉鎖を検討する。

(3) その他の行動の準拠

本章「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応計画」に記載のないその他の事項については、「白浜町地域防災計画 地震・津波災害対策編」第4編、第5編及び第6編の記載事項を準用するものとする。

7 住民に求めていく対応

下記について広報・告知により周知をしていく。

(1) 平素から南海トラフ地震臨時情報発表時の町の対応要領について広報・告知を継続するとともに、住民への周知、防災意識の向上及び防災対応のための準備を推奨する。

(2) (1) 項記述事項に付随して、南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」又は「巨大地震注意」発表時の住民の長期にわたる避難生活の可能性に鑑み、最低1週間、状況により2週間程度の「家族、知人を頼っての遠方避難（疎開）」の検討を求めていく。

8 白浜町内に所在する企業等へ求めていく対応

町内にある多くの企業等の所在位置が、「住民事前避難対象地域」又は「高齢者等事前避難対象地域」に該当することに鑑み、ガイドライン上、「適切な防災対応を実施した上で、できうる限り事業を継続することが望ましい。」とされていることから、下記事項を求めていく。

(1) 企業業務継続計画（BCP）の見直し又は具体的対策の反映

(2) 企業防災（避難）計画及び消防計画の見直し

(3) 各種計画見直し上、対策等を検討する事項について

ア 「住民事前避難対象地域」内での明らかに生命に危険を及ぼす活動等に対しては、それを回避する措置の検討

イ 地震への備えの再確認等、施設及び設備等の点検、従業員の安全確保、個々の状況に応じて実施すべき措置

ウ 南海トラフ地震臨時情報発表後、1週間を基本とする期間で、影響を踏まえ企業活動を効率的に継続するための措置の検討

エ 一部の社員が出勤できない可能性があることや被災地における関連業務の影響等を踏まえ優先度の高い業務を選択することを考慮した対策の検討